

# 福岡県公報

平成23年12月12日  
第3339号

## 目次

### 告示(第1993号-第1997号)

- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村整備課) …………… 2

### 公告

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (子育て支援課) …………… 2
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (保健衛生課) …………… 2

## 告示

### 福岡県告示第1993号

福岡県営住宅条例(平成9年福岡県条例第69号)第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成23年12月12日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営西川崎住宅	田川郡川崎町	2,500円	7,500円	平成23年11月16日

### 福岡県告示第1994号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市新久保2丁目643番1及び643番3から643番18まで並びにこれらの区域内の市有道路の全部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区草香江2丁目7番1号  
株式会社 アスト  
代表取締役 岩永 政浩

### 福岡県告示第1995号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市長野字中嶋1299番1、1299番9及び1299番10
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糸島市長野1486-1、糸島市長野1349  
長野行政区代表  
吉田 健雄、福井 隆夫

### 福岡県告示第1996号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市石丸四丁目287番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宗像市石丸四丁目2番8号  
徳重 雅美、徳重 宏明

#### 福岡県告示第1997号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成23年12月1日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年12月12日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡福智町伊方（畑地区）	換地計画書の写し	平成23年12月12日から 平成24年1月17日まで	田川郡福智町役場

## 公 告

#### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで届出保育施設等に対する指導監督要綱の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

平成23年12月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由

「児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第110号）が平成23年9月1日付けで公布され、同日付で児童福祉法（平成22年法律第164号）第34条の14第1項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設については、認可外保育施設としての届出の対象外となったことに伴い、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部が改正されました。

このことに伴い、届出保育施設等に対する指導監督要綱の一部改正をするもので、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

#### 2 要綱の施行日

平成23年12月1日

#### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで製菓衛生師法施行細則（昭和42年福岡県規則第35号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

平成23年12月12日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の改正は、県民や法人の事務負担の軽減を図るため、九州各県の申請・届出等の様式を統一化することとしたことに伴う、様式の形式的な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に規定する軽微な変更該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

#### 2 規則の公布日

平成23年12月9日